

年間総所得から差引く控除

控除の種類		控除額 (1人につき)	対象者
一般控除	同居親族控除	38万円	申込者以外の同居予定親族
	扶養親族控除	38万円	所得税法上の扶養控除対象者で同居しない方
特別控除	特定扶養親族控除	25万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年齢が16歳以上23歳未満の方
	老人控除対象配偶者控除	10万円	申込者又は同居予定親族の控除対象配偶者のうち、基準日現在、年齢が70歳以上の配偶者
	老人扶養親族控除	10万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年齢が70歳以上の方
	特別障害者控除	40万円	申込者又は同居親族及び扶養親族のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(1・2級)所持者 ②療育手帳(A判定)所持者 ③精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者 ④戦傷病者手帳(特別項症～第3項症)所持者 ⑤原爆被爆者認定者 ⑥福祉事務所長等に特別障害者に準ずる者として認定された方(障害者控除対象者認定書の交付を受けた方)
	障害者控除	27万円	申込者又は同居親族及び扶養親族のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(3～6級)所持者 ②療育手帳(B判定)所持者 ③精神障害者保健福祉手帳(2・3級)所持者 ④戦傷病者手帳(第4～6項症・第1款症)所持者 ⑤福祉事務所長等に障害者に準ずる者として認定された方(障害者控除対象者認定書の交付を受けた方)
	基礎控除 振替分控除	原則一人につき 10万円 (※所得が10万円以下の方はその所得金額)	申込者又は同居予定親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は当該合計額
寡婦控除 (ひとり親控除を除く)	その人の所得から 最高27万円 (※所得が27万円以下の方はその所得金額)	次のいずれかに該当する方 1 主たる生計維持者又は同居予定親族で、夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない方で次の要件を満たす方 ①年間所得金が500万円以下の方 ②事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいない方 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻をしていない方で次の要件を全て満たす方 ①扶養親族(年間所得金額が48万以下であること)を有する方 ②年間所得金額が500万円以下である方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方	
ひとり親控除	その人の所得から 最高35万円 (※所得が35万円以下の方はその所得金額)	主たる生計維持者又は同居予定親族で、現に婚姻をしていない、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 ①その人と生計を一にする子(年間所得額が48万円以下であること)を有する方 ②年間所得金額が500万円以下である方 ③事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいない方	